

俱知安町教育大綱

令和 2年 5月
俱 知 安 町

～はじめに～

本町は、第6次俱知安町総合計画（令和2年度～令和13年度）において、めざす町の姿として「いつまでも住み続けたい町”くっちゃん”」を実現するため、2つの基本目標

- ・「くっちゃんです暮らす幸せを感じる」
- ・「くっちゃんです交流する幸せを感じる」

を掲げ、これら基本目標を達成するために各個別目標を設定したなかで、まちづくりにおいて各種施策や事務事業に取り組んでいます。

教育施策におきましては、このうち基本目標1に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

俱知安町教育大綱につきましては、平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」に基づき、地方公共団体の長として、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなり、初の大綱（平成28年度～令和元年度）策定にあたっては、同法に基づく「総合教育会議」において、「教育大綱策定に係る基本的考え方」を整理し、協議を踏まえた中で策定いたしました。

これにより、町長と教育委員会が協議・調整を図りながら、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して、より充実した教育行政の執行にあたることが可能となりました。

第2次となります本大綱（令和2年度～令和6年度）の策定にあたりましては、期を同じくして始まる第6次俱知安町総合計画の基本目標を踏まえるとともに、俱知安町社会教育中期行政計画との整合性を保ちながら、今後5年間の本町が進むべき教育行政の方向性とその重点を明示しています。

将来を担う子どもたちをはじめ、町民一人一人が夢や希望、生きがいをもって健やかに暮らすことができる環境づくりは、教育行政の大きな役割です。

本町では本大綱に基づき、本町教育行政のさらなる充実に努めるとともに、今後における時代状況の変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

教育大綱策定に係る基本的考え方

○教育大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が平成 27 年 4 月から施行されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることになりました。

なお、本教育大綱は、同法に基づく総合教育会議の協議を踏まえ策定したものであり、この大綱に基づいて、学校教育・社会教育のさらなる充実に努めるとともに、今後の教育行政を取り巻く時代変化に対応した教育施策の展開を図ってまいります。

○総合計画との関係

第 6 次俱知安町総合計画（令和 2 年度～令和 13 年度）では、めざす町の姿として「いつまでも住み続けたい町”くっちゃん”」を実現するため、2 つの基本目標

- ・ 1 「くっちゃんですらす幸せを感じる」
- ・ 2 「くっちゃんですらす幸せを感じる」

を掲げ、これら基本目標を達成するために各個別目標を設定したなかで、各種施策や事務事業に取り組んでいます。

教育施策におきましては、このうち主に基本目標 1 に関連し、まちづくりを進めるうえで重要な役割を担っています。

このことから、教育大綱の構成としては、まちづくり基本目標を達成するために設定した教育に関する個別目標、並びに俱知安町教育目標の理念を踏まえ、学校教育関係においては、国の教育振興基本計画、北海道の教育推進計画の中にも位置づけられている、「『知・徳・体』のバランスのとれた人づくり」を大綱の 1 つ目の基本理念とし、社会教育関係においては、俱知安町社会教育中期行政計画の基本目標「信頼・情操・躍動・希望 生きがいを求めてつながりあうまちづくり」をもって 2 つ目の基本理念に位置づけ、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「自然・国際色豊かな地域特性を活かした教育の推進」を加えた 3 本の柱をもって大綱の基本理念として位置づけています。

併せて「第 6 次俱知安町総合計画」の基本目標を達成するための教育に関する個別目標を、大綱の基本方針として定めるものであります。

○教育大綱の期間

現在、国の「第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」や「北海道教育推進計画（平成30年度～令和4年度）」は、対象期間を令和4年度までとしているところであります。

本町においては、第6次倶知安町総合計画は、令和2年度～令和13年度と位置づけていますが、同計画の個別計画となる「倶知安町社会教育中期行政計画（令和2年度～令和6年度）」の期間は、令和6年度までとしていることから、関連する教育計画との整合性を図り、より円滑な教育行政を推進するため、教育大綱の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年とします。

なお、この期間内においても教育を取り巻く環境や情勢に大きな変化等が生じた場合など、大綱の見直しが必要と判断した場合には、その都度総合教育会議で協議を図ることとします。

めざす町の姿

～ いつまでも住み続けたい町”くっちゃん” ～

先人が困苦に耐えながら開拓してきたこの郷土とたくましい精神を受け継ぎ、人口減少社会にあっても、基礎自治体として恒久的に持続する住みよい町を目指していきます。

1 基本理念

- 「生きる力」の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成し、「知・徳・体」のバランスのとれた人づくり
- 信頼・情操・躍動・希望 生きがいを求めてつながりあうまちづくり
- 自然・国際色豊かな地域性を活かした教育の推進

2 基本方針

(1) 子どもの教育の充実

学習指導の充実

- 「社会を生き抜く力（夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力）の基本となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の調和のとれた育成に取り組みます。
- 発達に課題の見られる子どもなどへの幼児期からの適切な支援を行うため、関係機関と連携し一貫した教育相談や就学指導の充実を図り、子どもの適切な学びの場を保障していきます。

教育環境の整備

- 教材・教具や学校図書の充実を図ります。
- 老朽化が進む学校施設については、「学校施設長寿命化計画」に基づき整備を進めます。
- 小学校の適正配置は、今後の本町の教育環境に大きな影響を与えることから、慎重に考え、子ども達にとって望ましい教育環境を整備するよう検討します。

情報コミュニケーション教育の充実

- 学校の ICT 環境の整備を進めます。
- 国の GIGA スクールネットワーク構想による、各学校の情報通信ネットワークおよびコンピューター端末を一人1台整備していきます。
- 小学校の英語教育の充実を見据え、引き続き英語専科教員を活用した授業を行います。
- 小学校英語から中学校英語への繋ぎ目強化と中学校英語教諭の能力向上を目的に、これまでの ALT 活用から「サポートティーチャー業務」を活用し、英語力向上を図ります。

安全・安心な学校給食の提供

- 給食センターは、地産地消食育推進施設としてより多くの地元食材を活用し、安全で安心な給食の提供に努めます。
- アレルギーを有する児童生徒には、医師の診断をもとに各小中学校と連携しながら、「町教育委員会食物アレルギー対応の手引き」に沿った給食の提供を行います。
- 各学校での給食指導や教科指導に栄養教諭が積極的に関わるなど、計画的な食育指導を推進します。

学校、家庭、地域の連携、協力

- 学校・家庭・地域が一体となった子どもを取り巻く教育支援体制を構築します。
- 学校教育と社会教育の連携を強化します。
- 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入に向けた準備を進めます。

体験活動の充実

- 文化・スポーツなどの様々な体験活動を通じて、「知・徳・体」の成長、「豊かな心」「生きる力」の育成に努め、社会で求められる「解」がない中でも知恵を出すことができる子どもたちを育てていきます。
- 進学や就職などで一度は故郷を離れた子ども達が、将来的に再び生まれ育った故郷に帰ってきたくなるような郷土愛を育んでいけるよう取り組みます。

(2) 家庭の教育力向上を図る子育て支援

- 家庭の教育力向上に主眼を置き、様々な角度からその方策を探るため、親子での学習や親同士が集い学び合う機会の提供と支援を行います。
- 子育て世代への学習機会や情報提供の充実に努めます。
- 関係機関との連携と情報の共有を図り、地域全体で子育てを支援できる体制づくりに努めます。

(3) 郷土に生きる力を育む少年教育

- 郷土が誇る大自然の中でのさまざまな体験活動を通して、「知・徳・体」の成長、「生きる力」の育成に努めます。
- 健全な青少年を育む世代間交流や、国際化社会に対応した事業を推進します。
- 子どもたちが自主性、社会性を身に付けるための事業の充実に努め、将来を担う人材を育成します。
- 家庭・学校・地域の連携を深め、子どもの安全安心を守り、子どもたちの健やかな成長を育てていきます。

(4) 仕事と生活の調和を図る生き方の実現

- 学習ニーズの把握に努め、魅力ある講座やグローバル社会に対応した事業の推進に努めます。
- 関係団体やサークル団体との連携を強化して、学習機会の提供に努めます。
- 社会の一員としての自覚と責任感、社会性を身に付けて、住民の共助によるまちづくりをする人材の育成に努めます。

(5) 持続可能な生きがいがづくりの推進

- 関係機関と連携を図りながら、高齢者のニーズを把握し、時代の変化に応じた生きがいを高めることができる学習機会の提供に努めます。
- 長年培ってきた豊かな人生経験を生かせる交流活動や、ボランティアなどの第三者のための活動を推進し、高齢者が生きがいを持って生活できるような事業の推進に努めます。

(6) 生涯にわたるスポーツ振興

- 各種講習会やイベントの開催により、スポーツの基礎的技術や体力の向上、健康づくりの推進に努めます。
- スポーツ団体や少年団活動などの支援及び指導者の発掘と育成に努めます。
- 誰もがスキーに親しめる環境の整備に努めます。
- 関係機関や各スポーツ団体と連携を図り、様々なスポーツを体験できる環境の整備とスポーツ全般における底辺の拡大に努めます。

(7) 文化芸術に親しめる環境

- 各施設の充実に努め、気軽に文化芸術に親しむことができる機会や発表の機会の提供と、情報発信の強化を図ります。
- 美術館や風土館を活用した授業など、子どもたちが文化芸術により多く触れる機会を提供できるよう、関係機関や地域との連携を強化していきます。
- 世代や国籍を越えた人々が、多様な文化芸術に親しむ機会を提供します。
- 社会教育を通して、文化芸術を担う人材の育成に努めます。

(8) 繋げよう文化財保護活動

- 本町の歴史・文化を、次世代へ継承することと、その人材の育成に努めます。
- 俱知安風土館、小川原脩記念美術館、公民館を文化の発信拠点としてより活用してもらうため、文化、芸術、自然環境への関心を高める教育活動の普及・啓発を図ります。
- 風土館資料をより良く保存・活用するため、さらなる資料整理作業（データベース化、デジタルアーカイブ化など）を進めます。
- 外国語表記の充実と、利用しやすい施設となるよう環境の整備を進めます。

(9) 社会教育施設と社会教育体制の整備と充実

- 町民の視点に立った社会教育推進のため、関係機関、団体との連携と支援を強化します。
- 社会教育施設の計画的な維持管理を行い、誰もが快適に施設を利用できる環境の整備に努めます。
- 社会教育関係者の資質や専門性の向上に努め、社会教育の推進体制の整備促進を図ります。

3 大綱期間における重点的取組み

- 「(仮称) くっちゃん子条例」制定に向け、関係機関と連携して検討協議を進めるとともに、制定後の有効活用に努めます。
- 「知・徳・体」のバランスのとれた人づくりの育成を目指して、創意工夫ある教育活動を推進し、子ども達の個性、能力が育まれるよう、その環境整備と体制づくりを支援します。
- 「倶知安町子どものいじめの防止に関する条例」の基本理念に基づき、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに努めます。
- 国際色豊かな本町の地域性を活かした「子どもたちの未来を拓く英語教育」の実現に向け、小学校英語授業を英語専科教員による専門性の高い指導を継続するとともに、中学校英語のレベルアップに向けた有効な方策を講じてまいります。
- 安全・安心な学校給食の提供に向け、学校給食センターを「地産地消食育推進施設」と位置づけ、地域素材を生かした食育の推進を図ります。
- 町技であるスキーを子どもから大人まで町民の誰もが楽しむことができ、全国・世界で活躍できる選手を育成する環境を作るため、旭ヶ丘スキー場の一層の利活用を図るとともに、スキー競技への興味・関心を高めるための有効な方策の立案について関係機関と連携しながら検討を進めます。
- 国の子ども・子育て支援制度に基づき、幼児教育・保育・子育て支援について質の充実を図るとともに、保育環境の向上に向けた施設整備を推進します。
- 小学校の適正配置については、教育委員会が策定する基本方針を尊重しつつ、本町の人口動態、まちづくりの動向及び財政状況等を見極めながら、子どもたちの望ましい教育環境が整うよう取組んでまいります。

関係法令条文（抜粋）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律【平成 26 年 6 月 20 日改正】

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法【平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号】

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

倶知安町教育目標

～ たくましい開拓精神を受け継ぎ
豊かな北方の生活文化を創造し
伸びゆく倶知安町の町づくりをめざして ～

- 1 自ら知識や技術を求め、正しく判断して実践する町民の育成につとめる。
- 1 郷土の自然や文化を愛し、豊かな情操をもつ町民の育成につとめる。
- 1 運動やスポーツに親しみ、健全な心と身体をもつ町民の育成につとめる。
- 1 正しい勤労意欲を養い、産業や文化の発展につくす町民の育成につとめる。
- 1 力をあわせ、尊敬と信頼を得る家庭や郷土を築く町民の育成につとめる。

○前文は、この地に開拓のくわを入れ、厳しい風雪と困苦に耐え、今日の倶知安町を築いてきた先人の開拓精神を受け継いで、この地をより発展させていく町民育成の教育に力を注ぐということと、本州の産業、文化の単なる模倣でなく、この地の恵まれた自然を生かし、障害を克服し、この地に立脚した生活、文化、産業を創造していく町民育成の教育に力を注ぐということを強調したものである。

○本章5項目のうち、1、2、3の項目は、順を追って知育、徳育、体育についての目標であり、4項目は、この地の産業、文化の発展に寄与する町民育成についての目標であり、5項目は、家庭や地域社会のみならず、後志中核都市の住民として、さらには国際人として、尊敬と信頼を得られる町民育成についての目標である。